

国保だより

足立区民部国民健康保険課
 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
 ☎ 03(3880)5851 (庶務担当)
 FAX 03(3880)5618
 ✉ kokuho@city.adachi.tokyo.jp
 HP https://www.city.adachi.tokyo.jp/

40～74歳の方へ 必ず受けましょう！特定健診！



マイナ保険証を利用すると、マイナポータルで特定健診の受診結果を経年で見ることができます。

12,000円相当の検査を無料で受けられます。

まだ大丈夫と
思っていないませんか？

症状がなくても進む生活習慣病、気づいたときには遅いことも。だから今！特定健診を受けましょう。



▲特定健診についてはコチラ

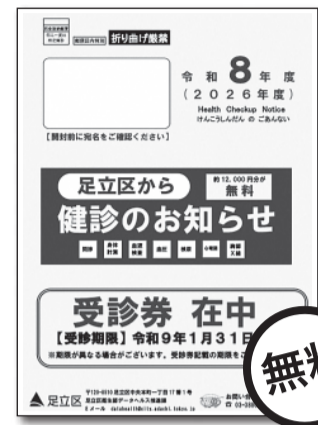
所要時間：約1時間 ※ 健診時間は状況により前後します

受診期限：令和9年1月31日(日)まで

12月以降は医療機関が混みあうため、早めの受診がオススメです！
 受診券を紛失された方は、再発行いたします。

主な検査項目

問診	身体計測	血液検査	血圧
検尿	心電図	胸部X線	



※ 受診券は5月中旬に黄色い封筒でお送りしました

【問合せ先】保健事業担当 ☎ 03(3880)5018

高額療養費 申請書が送付されます



限度額適用認定証の提示をせずに医療機関を受診する等、自己負担の限度額を超える医療費の支払をした方には、受診から3か月程度で、高額療養費の支給のご案内をお送りします。内容をご確認いただき、支給を受ける口座番号等必要事項を記入のうえ、国民健康保険課までご返送ください。なお、申請は初回のみ必要です。2回目以降は、ご指定の口座に自動で入金を行います。
 ※ 自己負担限度額は、8月以降に金額が変更となる予定です。

【問合せ先】給付担当 ☎ 03(3880)5241

交通事故 届出が必要です！



交通事故など、第三者の行為でけがをした場合、給付担当にご相談ください。「第三者行為による傷病届」を提出する必要があります。

届出に必要なもの

事故証明書(後日でも可)、マイナ保険証又は資格確認書、印鑑

示談の前に相談を

届出前に示談が成立していたり、相手側から治療費を受け取っていたりすると国民健康保険による治療が受けられなくなる場合があります。

【問合せ先】給付担当 ☎ 03(3880)5241

納付方法 国民健康保険料の納め方



■原則、口座振替です

口座振替の申込方法は、同封のチラシをご覧ください。
 引落日は、毎月末日です。

- ※ 末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
- ※ 残高不足等により引落しができなかった場合、翌月の引落日に再度引落しいたします(再振替でも残高不足となった場合、再々振替はいたしません)。

当該月	引落日
6月納期分	6月30日
7月納期分	7月31日
8月納期分	8月31日
9月納期分	9月30日
10月納期分	11月2日

■納付書でのお支払い

今回お送りした納付書は、6～10月納期分と全納用納付書です。11～3月納期分の納付書は11月にお送りします。

- ※ 保険料の金額や納付状況などにより、納付書の枚数は異なります。
- ※ 納付した日によっては、行き違いで督促状が送付されることがあります。

ただし、下記①～⑥すべてにあてはまる場合は、年金からの引落とし(特別徴収)になります。

- 世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
- 世帯主が国保の被保険者
- 世帯主の年金の年額が18万円以上
- 介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超えない
- 世帯主が年度途中に75歳にならない
- 口座振替を利用していない

今年初めて年金からの引落としになる方は、10月納期分の保険料から引落としになります。

【問合せ先】収納管理担当 ☎ 03(3880)5242

ご注意ください！ 他の保険に加入したときは国民健康保険資格喪失の手続きが必要です！



国民健康保険資格喪失届をすべて記入して切り取り、下記の必要書類を同封して、ご郵送ください。郵送代、コピー代は自己負担となります。

- 必要書類
- 勤務先の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ、もしくはマイナポータルの健康保険証情報PDF(全体)を印刷したもの(資格喪失者全員分) ※ 資格取得年月日が記載されているもののみ受付
 - 国民健康保険資格確認書 ※ お持ちの方のみ

国民健康保険資格喪失届 ※ すべて記入してください

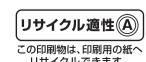
世帯主	氏名	記号番号	21 - -
	マイナンバー(個人番号)		
	住所 足立区	電話 ()	
喪失する人	1 氏名	2 氏名	
	生年月日 昭・平・令 年 月 日	生年月日 昭・平・令 年 月 日	
	マイナンバー	マイナンバー	
	3 氏名	4 氏名	
	生年月日 昭・平・令 年 月 日	生年月日 昭・平・令 年 月 日	
	マイナンバー	マイナンバー	

該当者氏名を記入していても、必要書類がない場合は手続きできませんのでご注意ください。

- 社会保険などに加入したときは、原則14日以内に国民健康保険資格喪失届の提出が必要です。
- 国民健康保険資格喪失届の提出がない場合、保険料の請求が続きます。また届出が遅れると、払い過ぎた保険料の還付が受けられない場合があります(※1)。

※1 保険料は、原則として、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降、賦課決定や変更をすることができません(賦課決定の期間制限)。そのため、賦課決定の期間制限に該当すると保険料を減額できないため、支払い済みの保険料を還付できない場合があります

【郵送先】
 〒120-8510
 足立区中央本町1-17-1
 足立区 国民健康保険課 資格賦課担当



保険料は納期限内に納付しましょう

令和8年度分から、納期限を過ぎて支払うと延滞金がかかることがあります。同封の保険料の通知書で、納期限の確認をしていただくをお願いします。



口座振替にすれば安心！

納付忘れを防ぐために

便利で安心な口座振替をご利用ください



手続き方法	キャッシュカードでお申込み	口座番号・通帳届出印でお申込み
手続き方法	 印鑑不要！口座振替開始までの期間短縮！	 郵送でも手続き可能！
手続き場所	国民健康保険課3番窓口、各区民事務所窓口 ※ 金融機関窓口では手続きできません	国民健康保険課3番窓口、各区民事務所窓口、区内金融機関窓口
持ち物	① 金融機関のキャッシュカード ② 国民健康保険の被保険者記号番号がわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ、通知書など) ③ ご本人確認ができるもの ※ 顔写真なしでも可(運転免許証、公共料金領収書など)	① 口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカードなど) ② 通帳届出印 ③ 国民健康保険の被保険者記号番号がわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ、通知書など)

【問合せ先】収納管理担当 ☎ 03(3880)5242

保険料の納付が困難な場合は…



生活困窮等、ご事情により保険料の納付が困難な場合は、納付のご相談をお受けしております。

未納のままにしないで!!
お早めにご相談ください

◎未納の状態が続くと…

- ① 預貯金等の財産が判明した場合、差し押さえられる可能性があります。
- ② 病院等で支払う医療費が全額自己負担となる場合があります。

【問合せ先】滞納整理第一係 ☎ 03(3880)5243
 滞納整理第二係 ☎ 03(3880)5244
 ☎ 03(3880)5019

足立区国民健康保険条例施行規則の改正及び足立区国民健康保険料に係る延滞金取扱要綱の制定を行いました(令和8年4月1日施行)。



通知書の見かた

- 本紙と一緒に年度当初の国民健康保険料決定(変更)通知書をお送りしています。
- 保険料が変更になった場合は、その都度通知書をお送りします。
- この見開きページの内容のお問合せ先は 資格賦課担当 ☎ 03(3880)5240 です。



表面

納期限は④、各月の納付額は⑤をご覧ください

1. 世帯の保険料

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額(1人あたり)を含んでいます。また、軽減額⑦の内、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

区分	所得割		被保険者均等割		算出合計額 A=③+⑥
	保険料算定基礎額 (1)	所得割率 (2)	1人あたり均等割額 (4)	被保険者数 (5)	
医療分	円	%	円	人	円
支援金分	円	%	円	人	円
介護分	円	%	円	人	円
子ども分	円	%	円	人	円

① **保険料の年間額は**こちら
世帯全員の「所得割」と「均等割」の年間分を計算し、合算して世帯の保険料の年間額を算出します。

② **保険料の確定額は**こちら
保険料の年間額から、軽減額や減免額を差し引き、その年度の世帯の保険料の確定額を算出します。

③ **納める金額は**こちら
前回決定額
変更前の保険料の金額
今回決定額(納める金額)
変更後の保険料の金額

2. 期別賦課情報 (年度)

※普通徴収は納付書又は電振で納付してください ※納付済額は、この通知書作成日時点を把握してください

納付年月 / 普通徴収の納期限	決定(変更)前 (円)		決定(変更)後 (円)		納付済額 (円)		差引納付料額 (円)	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
④ 納める期限は こちら								
各納期分の納める期限は、「普通徴収の納期限」をご覧ください。 ※ 特別徴収の方は、受給している年金から引き落としとします。								
⑤ 月ごとの保険料は こちら								
⑦ 決定(変更)後 納めていただく保険料の確定額を表示 ⑧ 納付済額 すでに納めていただいた金額を表示 ⑨ 差引納付料額 これから納めていただく残額を表示								
合計								

裏面

5. 個人明細

※限度超過世帯の被保険者人数に異動(増減)や総所得の変更があっても年間保険料に⑦ない場合があります。

被保険者氏名	所得割算定基礎額 (円)	区分	賦課発生対象月 上段:医療・支援金・子ども/下段:介護(月)												未申告	個人別保険料概算 (円)	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
⑥ 所得割算定基礎額とは?																	
所得割算定基礎額とは 令和7年1月1日から12月31日までの収入(所得)から 43万円(国民健康保険の基礎控除額)を引いた金額です。																	
⑦ 1人あたりの保険料は こちら																	
⑧ 賦課発生対象月 国民健康保険の資格がある月を表示 ⑨ 未申告該当 所得情報が判明していない方のみ「未申告」と表示 ※ 下の「注意」をご覧ください ⑩ 個人別保険料概算 1人あたりの保険料の概算を表示																	

注意! 未申告該当に「未申告」と表示されている方へ
令和7年の収入(所得)情報が確認できていませんので、均等割の軽減判定ができていません。
令和8年1月1日時点で住民登録があった市区町村で、所得申告の手続きをしてください。
所得情報が確認できましたら、軽減判定を自動で行います。

○…医療・支援金・子ども保険料が発生する月 ●…「未就学児」の均等割軽減に該当している月
■…産前産後期間の保険料軽減に該当している月 ☆…旧被扶養者減免に該当している月 ▼…旧被扶養者減免(所得割のみ)に該当している月

令和8年度の保険料の計算方法は



ア 医療分保険料	イ 支援金分保険料
均等割額 47,600円×加入者数 (前年度 47,300円)	均等割額 17,600円×加入者数 (前年度 16,800円)
所得割額 加入者全員の 保険料算定基礎×7.51% (前年度 7.71%)	所得割額 加入者全員の 保険料算定基礎×2.80% (前年度 2.69%)
1世帯の年間限度額 67万円(前年度 66万円)	1世帯の年間限度額 26万円(前年度 26万円)
ウ 介護分保険料	エ 子ども分保険料
均等割額 17,800円×加入者数 (前年度 16,600円)	均等割額 1,800円×加入者数 73円×18歳以上の加入者数 (令和8年度から開始)
所得割額 40歳~64歳の加入者の 保険料算定基礎×2.43% (前年度 2.25%)	所得割額 加入者全員の 保険料算定基礎×0.27% (令和8年度から開始)
1世帯の年間限度額 17万円(前年度 17万円)	1世帯の年間限度額 3万円
合計保険料	
令和8年度の年額保険料 ア+イ+ウ+エ = 年額保険料 保険料は6月納期分~3月納期分の 10回で請求しています。	
1世帯の年間限度額 113万円(前年度 109万円)	

令和8年度から「子ども・子育て支援金分」が追加されました

国は令和8年度から、社会全体で子育てを支援する仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」を創設しました。
全世代・全経済主体が子育て支援の財源を負担し、少子化の改善を目指すことが目的です。
子ども・子育て支援金は、主に児童手当の拡充、妊婦の方のための支援給付、出産後の育児休業支援給付に使われます。
そのために、令和8年度から、「子ども・子育て支援金分保険料」も合わせて納付いただきます。

令和8年度の保険料が増額になった理由

- ① 子ども・子育て支援金分の賦課・徴収の開始
 - ② 後期高齢者支援金及び介護納付金の増加
- これらを主な要因として、令和8年度の所得割率及び均等割額は増となりました。国民健康保険制度の安定的な運営のために、ご理解をお願いいたします。

保険料が軽減される場合があります

① 令和7年中の総所得が一定基準以下の世帯(収入(所得)の申告が必要)

世帯の総所得で軽減の判定を行います。
収入(所得)の申告をしていないと軽減することができません。
令和7年中の収入がない場合でも収入(所得)の申告をしてください。

軽減判定日 4月1日 ※ 新規加入世帯は適用開始日

■判定基準と軽減割合

軽減対象となる所得の基準	均等割額の軽減割合
43万円+10万円×(給与所得等の数(※1)-1)以下	7割軽減
43万円+31万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得等の数(※1)-1)以下	5割軽減
43万円+57万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得等の数(※1)-1)以下	2割軽減

※1 一定の給与所得(給与収入55万円超)と公的年金などの支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける者。ただし、公的年金などに係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円と調整します。
※2 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合には、移行した方も含めて判定します。年金所得のある65歳以上の方(令和8年1月1日現在)は、年金所得額から15万円を差し引いて判定します。
※3 令和6年中の収入がない方も、収入(所得)の申告をしてください。令和7年度の保険料が遡って軽減となる場合があります。

② 失業された方(手続き必要)

対象 離職日現在、65歳未満で下記コード表に該当する方
※ 特例受給資格者及び高齢受給資格者は対象外

軽減内容 離職者の前年の給与所得を $\frac{30}{100}$ とみなして計算

軽減期間 離職の翌日から翌年度末まで
※ 雇用保険の失業給付などを受ける期間とは異なります。
※ 保険料軽減は、国民健康保険の資格を喪失すると終了します。

届出 雇用保険受給資格者証
または雇用保険受給資格通知(離職票は不可)をお持ちのうえ届出
※ 郵送をご希望の方はお問合せください。



■雇用保険受給資格者離職理由コード表

対象者	離職理由コード
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

※ 離職理由コードは雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をご確認ください。

③ 産前産後の方(手続き必要)

対象 出産した(する)方で、免除対象期間に足立区の国民健康保険に加入されている方
※ 妊娠期間が85日以上の方が対象です。
※ 早産・流産・死産(人工中絶を含む)の場合であっても、妊娠期間が85日以上であれば対象です。

免除期間 単胎妊娠の方の場合
出産をした(する)月の前月から4カ月
多胎妊娠の方の場合
出産をした(する)月の3カ月前から6カ月

届出 母子健康手帳をお持ちのうえ、足立区役所北館2階国民健康保険課2番窓口へ
※ 郵送でも届出できます。ご希望の方はお問合せください。
※ 区民事務所では届出できません。

④ 高校3年生年代までの子ども(手続き不要)

医療分・支援金分
未就学児の均等割額を5割軽減
※ 令和8年度は令和2年4月2日以降に生まれた方
子ども・子育て支援金分
18歳に達する日以後の最初の3月31日以前まで、均等割額を全額軽減